

令和 8、9 年度埼玉県地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 地球温暖化防止活動推進員募集の趣旨

地球温暖化の進行は、現在の私たちの生活ばかりでなく、将来の世代にも深刻な影響を及ぼすおそれのある重要な問題となっています。

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を減らし、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、工場や自動車などからの排出だけでなく、家庭や地域においても県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、省エネ型の設備や機器を導入するなど、身近な省エネ、省資源、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組むことが必要であり、ひいては、社会全体でその機運を高めていくことが必要になります。

このため、県では、地域において地球温暖化対策の普及啓発を行い、県民、事業者、行政とともに取組を推進する「埼玉県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」を募集します。

2 推進員とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第37条第1項に基づき、知事の委嘱を受け、地域における地球温暖化対策に関する活動が無償で行う方です。

3 推進員の活動・役割等

- (1) 自らが日常生活において、地球温暖化対策を実践すること。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、県民の理解を深めるための普及啓発活動を行うこと。
- (3) 温室効果ガスの排出抑制等に関する、県民への指導・助言をすること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、情報提供・その他の協力をする事。
- (5) 温室効果ガスの排出抑制等のために、国、地方公共団体又は地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に協力すること。
- (6) 年2回、所定の様式により活動の実績報告を行うこと。
- (7) 県が実施する地球温暖化に関する研修に参加して、地球温暖化の現状と対策について継続的に学ぶこと。

4 任 期

令和8年4月1日以降の委嘱された日から令和10年3月31日まで

※更新の手續有り

※なお、令和10年1月からの新規委嘱者は令和10年4月1日以降の2年間についても応募の意思が確認できた場合には、令和10年3月31日までの任期及び令和10年4月1日から令和12年3月31日までの任期で委嘱する。

5 応募要件

以下の(1)から(5)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 県内に在住又は在勤、在学し、心身ともに健康で、地域での活動を行えること。
- (2) 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見を有し、県内において地球温暖化対策の普及啓発活動を自主的に行えること。
- (3) 委嘱時点で満18歳以上（ただし、高校生を除く。）であること。
- (4) 年2回、活動の実績を報告できること。
- (5) 埼玉県が実施する推進員研修に参加又はオンライン配信で受講できること。

6 応募方法

- (1) 応募書類提出

ア 埼玉県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（別紙様式）

イ 写真2枚（うち1枚はアに貼付。2枚とも裏面に氏名を明記してください。）

※E-Mailの場合は、写真データを提出してください。

- (2) 推進員研修を受講

- (3) 提出先

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階
埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）

E-Mail center@kannet-sai.org

7 募集人員、審査方法及びスケジュール

- (1) 募集人員 200人程度（再任者を含む。）

- (2) 審査方法

ア 第1次審査 書類審査

イ 第2次審査 推進員研修の受講確認、実績報告の提出状況確認（現任者）

	応募期間			
	1、2、3月 応募者	4、5、6月 応募者	7、8、9月 応募者	10、11、12月 応募者
応募締切	3月末日	6月末日	9月末日	12月末日
書類確認 研修案内	応募締切日の翌月中旬			
研修受講	応募締切後の直近で開催される推進員研修			
結果通知	研修受講月の翌月			
委嘱開始 保険開始	7月1日	10月1日	1月1日	4月1日

8 審査結果

対象者全員に審査結果を通知します。

9 留意事項

- (1) 推進員に委嘱された方については、名簿（住所、電話、E-Mail 等記載）を作成し、各市町村に配布します。記載を望まない個人情報がある場合には、申込書の項目名に×をつけてください。
- (2) 応募に関する提出書類は、返却しません。
- (3) 現任者については、前項 6 (1) の提出書類（「埼玉県地球温暖化防止活動推進員応募申込書」及び「写真」）の提出は不要です。
- (4) 現任者については、第 1 次審査を通過したものとみなします。
- (5) 推進員の活動はあくまで社会貢献活動の一つですので、推進員であることを表明した上での営利、宗教、選挙及び政治的な目的を有する活動は認められません。また、埼玉県の見解を代弁しているとの印象を与えるような言動も認められません。
- (6) 推進員活動で知り得た個人情報は、当該活動以外の目的で使用することは認められません。
- (7) 推進員に委嘱された方については、前項 3 (5) に記載の施策協力のため、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターに推進員の住所等連絡先を提供します。また、同意いただいた方については、氏名、住所地の市町村、主な活動内容の情報をホームページに掲載する場合があります。
- (8) 推進員に委嘱された方については、ボランティア保険に加入いただきます。手続きは県で行いますので、費用負担や加入に際しての手続きは不要です。

10 問い合わせ先

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当

TEL 048-830-3033

E-mail a3030-01@pref.saitama.lg.jp